

山形県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

庄内総合支庁 河川砂防課

1) 建設海岸（国土交通省河川局所管）

管理延長 L = 69 km 砂浜海岸保全区域 L = 49 km 砂浜 L = 27 km

2) 過去の取組み

平成15、16年度に「河川海岸等環境保全事業（緊急雇用対策）」を実施。砂浜区域のゴミ回収運搬（一部処分）を行った。

例年、海水浴場オープン前（主に湯野浜）の海岸清掃時における処理困難物の回収処分。

冬季風浪による異常漂着物があった場合の回収処分。（H18年度末）

海岸清掃団体に対する支援として「山形県ふるさとの川アダプト事業」を平成17年度から実施。H20現在11団体を認定している。認定11団体には助成金を補助し延長11kmにおいて清掃活動を行っていただいています。（一部同一地区、港湾区域あり）

3) H19、20の取組み

遊佐町吹浦海岸（鳥崎地区）における海岸漂着ゴミの実態調査を実施。延長250m区間で140m³、27トンのゴミを回収処分した。

調査では、モデル地区を設定し、ゴミを分別した。その際、プラスチック破片が多数あることを確認。回収には特殊な装置が必要であることを実感した。

これらのデータを基に最適な回収方法を検討し、回収費用を算出。海岸管理者のみで回収処分を行うことは困難である結論に達した。

今後は、国に対して漂着ゴミ回収に対する補助事業の採択要件の緩和や、補助率の引き上げを働きかける。

また、海岸維持費に対する補助金制度の創設をあわせて要望していく。